会計	繰越	検算	転記		
9	9	七	大 477	0	09

（その１）

収支報告書

平成25 年分
（ 開催分）

（ふりがな） くにおもいゆめつむぐかい

1 政治団体の名称 国想い夢紡ぐ会

2 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷本村町２－４

（アパート・マンション名） デュオ・スカーラ市ヶ谷２０１号

3 代表者の氏名 （姓）中山 （名）恭子

4 会計責任者の氏名 （姓）高橋 （名）陽一

事務担当者の氏名 （姓）高橋 （名）陽一

（電話） 03-6550-1211

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）中山 （名）恭子

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	（姓）中山 （名）恭子
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓） （名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

受付
26.6.13
収支公開室
第 2384 号

3097 号
26.5.20
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

H4740

(その2)

収支の状況

【エラーチェック済】

1　収支の総括表

収入総額	6,650,583
(前年からの繰越額)	40,508
(本年の収入額)	6,610,075
支出総額	6,610,075
翌年への繰越額	40,508

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	1,170,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	5,440,000	
小計　(ア) + (イ) + (ウ)	6,610,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　(ア + イ)	6,610,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	１件10万円未満のもの	75	
	合　　計	75	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	兵藤廣治	20,000	H25/1/23	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
2	兵藤廣治	10,000	H25/3/28	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
3	兵藤廣治	10,000	H25/4/22	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
4	兵藤廣治	10,000	H25/5/29	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
5	兵藤廣治	10,000	H25/6/24	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
6	兵藤廣治	10,000	H25/7/25	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
7	兵藤廣治	10,000	H25/8/22	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
8	兵藤廣治	10,000	H25/9/24	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
9	兵藤廣治	10,000	H25/10/29	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
10	兵藤廣治	10,000	H25/11/27	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
11	兵藤廣治	10,000	H25/12/30	千葉県柏市柏の葉3-6-24	税理士	
12	(小計)	120,000				
13	堀江潔	10,000	H25/1/31	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
14	堀江潔	10,000	H25/2/28	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
15	堀江潔	10,000	H25/3/29	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
16	堀江潔	10,000	H25/4/30	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
17	堀江潔	10,000	H25/5/31	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
18	堀江潔	10,000	H25/6/28	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名（又は名称）	金　　額	年 月 日	住　　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備　　考
19	堀江潔	10,000	H25/7/31	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
20	堀江潔	10,000	H25/8/30	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
21	堀江潔	10,000	H25/9/30	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
22	堀江潔	10,000	H25/10/31	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
23	堀江潔	10,000	H25/11/29	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
24	堀江潔	10,000	H25/12/30	茨城県筑西市丙136-6	司法書士	
25	（小計）	120,000				
26	荻坂昌之	10,000	H25/6/18	東京都港区赤坂7-5-34-314	団体役員	
27	佐多宗公	30,000	H25/6/25	鹿児島県鹿児島市樋之口町10-17	会社役員	
28	牛島信	500,000	H25/6/26	東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー12階	弁護士	
29	江崎由比子	10,000	H25/6/27	東京都世田谷区深沢1-31-11	会社員	
30	廣田知美	20,000	H25/6/28	三重県四日市市塩浜町1	会社役員	
31	尾崎護	100,000	H25/7/1	東京都世田谷区深沢1-31-11	会社役員	
32	福島憲仁	100,000	H25/7/2	東京都墨田区本所4-12-3	会社役員	
33	神山邦雄	100,000	H25/7/4	東京都渋谷区神山町11-9	会社役員	
34	石橋進	10,000	H25/7/12	東京都中野区東中野4-28-7	会社員	
35	加藤海雄	50,000	H25/8/1	東京都港区芝大門1-4-4-708	会社役員	
36						

（その7）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合　　計	1,170,000				

【エラーチェック済】

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	日本維新の会国会議員団本部	2,000,000	H25/6/25	東京都港区赤坂1-11-28常和赤坂一丁目ビル4F	平沼赳夫	
2	日本維新の会国会議員団本部	2,440,000	H25/9/6	東京都港区赤坂1-11-28常和赤坂一丁目ビル4F	平沼赳夫	
3	日本維新の会国会議員団本部	1,000,000	H25/12/20	東京都港区赤坂1-11-28常和赤坂一丁目ビル4F	平沼赳夫	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合計	5,440,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	0	0	
小計	0	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	6,610,075	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	6,610,075	0	
合計	6,610,075		

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	寄附金	3,445,964	H25/12/27	中山恭子後援会	東京都新宿区市谷本村町２－４デユオ・スカーラ市ヶ谷２０１	
2	寄附金	3,081,997	H25/12/27	日本維新の会参議院比例区第２支部	東京都新宿区市谷本村町２－４デユオ・スカーラ市ヶ谷２０１	
3	寄附金	82,114	H25/12/27	太陽の党参議院比例第十一支部	東京都新宿区市谷本村町２－４デユオ・スカーラ市ヶ谷２０１	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の支出	0				
	合計	6,610,075				

(その17)

資○産等の状○況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成26年　5月　20日

政治団体の名称　国想い夢紡ぐ会

会計責任者の氏名　高橋　　陽一　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成26年5月20日

国想い夢紡ぐ会
代表　中山恭子殿

登録政治資金監査人　高橋昇
登録番号　第１４２７号
研修修了年月日　平成２１年１０月２０日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、国想い夢紡ぐ会の平成２５年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、国想い夢紡ぐ会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

国想い夢紡ぐ会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、国想い夢紡ぐ会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上